

議案第 5 1 号

山都町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

山都町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）が公布、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行することとされ、地方自治法施行規則で用いる用語を規定する条項が変更されることに伴い、山都町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

山都町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成20年山都町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第13条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に
改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

山都町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成20年条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(登録) 第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び代表者等の個人の印鑑(代表者等本人が住民として登録している印鑑をいう。)に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請等) 第13条 町長は、第3条の規定による申請、第7条第1項の規定による申請、第11条第1項の規定による申請又は同条第2項の規定による届出を地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>の代理人(以下「代理人」という。)に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。	(登録) 第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び代表者等の個人の印鑑(代表者等本人が住民として登録している印鑑をいう。)に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請等) 第13条 町長は、第3条の規定による申請、第7条第1項の規定による申請、第11条第1項の規定による申請又は同条第2項の規定による届出を地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>の代理人(以下「代理人」という。)に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。

山都町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

●改正の背景【地方自治法施行規則(省令)の改正概要】 ※令和8年10月1日施行

個人情報保護のため、市町村が行う認可地縁団体の認可等に係る告示について、代表者等の住所の告示を廃止する、など。

●上記省令の改正による町条例への影響

- ① 認可を行った場合等における認可地縁団体台帳の作成の根拠規定が、省令第21条第2項から第18条の3第1項に移動したことに伴い、当該台帳の作成の根拠として同令第21条第2項を引用している規定について改正が必要
- ② 印鑑の登録申請等における「代理人」について、省令第19条第1項第1号トを引用している規定について改正が必要

改正条	条例改正前	条例改正後
第4条	…地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳…	…地方自治法施行規則第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳…
第13条	…地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの代理人…	…地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号の代理人…